

日本からのプレゼンテーションの概要

【セッション3 : マ・シ海峡の安全、セキュリティ及び環境保全の強化に関する利用国の考え方について】

山本国土交通審議官から、マ・シ海峡の航行安全、セキュリティ、環境保全の推進に係る日本の貢献を説明するとともに、幅広い国々がマ・シ海峡の通航から受益していること及び通航量の増加傾向に鑑み、沿岸国と利用国が応分の負担を行う新たな国際的協力の枠組みの構築が急務であるという我が国の考え方を説明した。

このほか、外務省の須田国際テロ対策担当大使からマ・シ海峡における日本の貢献と協力の基本方針についてのプレゼンテーションが行われた。

【セッション5 : マ・シ海峡における通航量の動向とその影響について】

永松海事局外航課長から、国土交通省と日本財団が共同で実施した、1994年と2004年のマ・シ海峡における通航量のデータ分析の結果により、急速に海峡通航量が増加していること、東アジア諸国、欧州主要海運国、産油国等の幅広い国々が受益しており、日本の相対的重要性が低下してきていること等を定量的に示し、沿岸国、利用国、及びその他ステークホルダーによる新たな負担分担の枠組み作りが急務であるという考え方を説明した。

【セッション8 : 将来の協力の枠組みのあり方について】

栗林慶應義塾大学名誉教授から、マ・シ海峡の通航から受益している者が、応分の負担をする新たな枠組みの構築が必要であり、国連海洋法条約第43条に留意して、沿岸国と利用国の合意による協力の枠組みを構築する必要性を訴えた。また、船社等海峡の利用者が事業費を負担するマラッカ海峡協議会の仕組みを説明し、以下のような基本的な要素を含む新たな枠組みのアイデアを示した。

- ① 任意の資金拠出に基づく国際協力による事業支援のための基金の設立
- ② 基金(資金拠出者)と沿岸国が協議する仕組みの設置
- ③ 沿岸国の主権下での事業の実施